

む つ 市 農 業 委 員 会
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年6月13日
むつ市農業委員会

むつ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月14日制定

令和3年4月12日改定

令和5年6月13日改定

むつ市農業委員会

第1 基本的な考え方

「農業委員会等に関する法律」（以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

むつ市の行政面積は、青森県全体の約9.0%に当たる864.12k㎡と県内最大となっており、そのうち森林面積が約84%を占め、東部は平野など比較的なだらかな地形が広がり、北部及び西部は山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっている。

このような自然環境の中、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

課題として、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しつつあり、後継者不足の問題などによる遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努め、さらに農業が地域経済を支える基幹産業として持続的に発展するためには、効率的かつ安定的で多様な農業経営の育成・確保や担い手への農地利用の集積・集約化などに取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、むつ市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定するむつ市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえ、農業委員会の長期的な目標として令和12年度末に目指す農地の状況等を示すものであり、今後の農業委員及び推進委員の任命・委嘱時等や基本構想改正時において適時に、又は関係法令等改正の際など、必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な最適化活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）及び「農業委員会による最適化活動の推進について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局長通知に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりに

とする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	2, 7 2 8 ha	6 6 ha	2. 4 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 7 2 8 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和12年度)	2, 7 2 8 ha	0 ha	0 %

注・農地面積(現状)は令和5年3月末時点のむつ市農業委員会農地台帳に登録されている農地面積。
・目標年度までの単年度の目標面積は「最適化活動の目標の設定等」に定める。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

推進委員の地区担当制に基づき、農業委員と連携した利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地台帳等に反映し正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用に努める。

③非農地判断について

利用状況調査などの結果により、再生利用が困難な農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地に割合により評価する。
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく
 「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおり
 とする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	2, 7 2 8 ha	1, 1 1 1 ha	4 0 . 7 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 7 2 8 ha	1, 4 0 8 ha	5 1 . 6 %
目 標 (令和12年度)	2, 7 2 8 ha	2, 4 5 5 ha	9 0 . 0 %

注 ・集積面積（現状）は、むつ市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに伴う基礎資料（令和5年1月改正）」による。

- ・「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、青森県が定める「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で掲げる令和12年度における集積率90%を本指針の目標とする。
- ・目標年度までの単年度の目標面積は、「最適化活動の目標の設定等」に定める。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市農林畜産業振興課や農地中間管理機構などと連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握などの情報収集体制を整え、農地中間管理機構の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④農地の所有者等を確知できない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和5年3月)	17 経営体
3年後の目標 (令和8年3月)	23 経営体
目 標 (令和12年3月)	31 経営体

注：・新規参入者数（現状）は、これまでに「認定新規就農者」の認定を受けたことがある経営体数。
・むつ市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、毎年度2経営体の新規参入を目標値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

新規参入を検討している青年等の情報収集を行うとともに、新規参入の窓口となる市農林畜産振興課ほか関係機関との連携を強化し、新規参入の確保に努める。

②企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

③農業委員会のフォローアップ活動について

新規就農者が担い手として継続して営農していくためには、就農段階から一貫して支援していくことが重要であることから、関係機関などと連携し支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

むつ市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、むつ市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力